

「店頭暗号資産証拠金取引約款」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(暗号資産レート及びレバレッジ手数料)</p> <p>第9条 当社は、カバー取引先の提示する暗号資産レート及びレバレッジ手数料に基づいて、当社の判断によって一定の額を加減した暗号資産レート及びレバレッジ手数料をお客様に提示いたします。<u>但し、カバー取引先における暗号資産レートの提示が一時的に停止した場合には、当該停止期間中に限り、市場における取引価格等を参照して当社が独自に算出した暗号資産レートを提示することがあります。</u></p> <p>2 当社は、暗号資産レートを売値及び買値を同時に提示する2Way方式で提示するものとします。</p> <p>3 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、暗号資産レートの提示を停止することがあります。かかる場合には、当社は注文の受付及び執行の全部又は一部を停止できるものとします。</p> <p><u>①当社のカバー取引先による暗号資産レートの提示が停止し、代替的な暗号資産レートを提示することが困難であると当社が判断したとき</u></p> <p><u>②当社のカバー取引先の提示する暗号資産レートが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき</u></p> <p><u>③市場における暗号資産取引量の低下等により適正な暗号資産レートの提示が困難であると当社が判断したとき</u></p> <p>(ロスカットルール)</p> <p>第13条</p> <p>②第20条に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p> <p>(追加証拠金)</p> <p>第14条 当社は、毎営業日建玉を有しているお客様に対し取引時間終了時点での口座状況を確認し、同時点における資産評価額が当社が別途定める基準を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金を預託するものとします。</p> | <p>(暗号資産レート及びレバレッジ手数料)</p> <p>第9条 当社は、カバー取引先の提示する暗号資産レート及びレバレッジ手数料に基づいて、当社の判断によって一定の額を加減した暗号資産レート及びレバレッジ手数料をお客様に提示いたします。</p> <p>2 当社は、暗号資産レートを売値及び買値を同時に提示する2Way方式で提示するものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>(強制決済及びロスカット等)</p> <p>第13条</p> <p>②第18条に掲げる事項のいずれかに該当した場合</p> <p>(新設)</p> |

2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（FX取引、積立FX取引及びオプションFX取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。

3 前項の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分することができるものとします。

4 お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできないものとします。

5 当社は、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金の額を下回った場合、当社が新規の未約定注文のすべてを取消することができるものとします。ただし、反対売買注文については、この限りではありません。

（預託金残高の返還）

第15条

（取引の制限）

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、お客様からの新たな注文を受付けないことができるものとします。

①お客様の届け出た住所・メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、または到達しなかった場合

②「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその

（預託金残高の返還）

第 14 条

（新規）

他の規程等に違反、または違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき

③追加証拠金額が解消されていない場合

④当社とお客様との間で、苦情や紛争等が発生し、取引の継続が不相当であると判断したとき

⑤お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合

⑥その他、当社が本取引の継続が不相当であると判断したとき

(取引の終了)

第17条

2 当社は、お客様が第13条、第14条、第20条又は第31条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものとしたします。

第18条～第24条

(報告)

第25条 お客様は、お客様について第20条第1項各号又は第2項各号のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面又は電磁的方法をもってその旨を報告するものとしたします。

第26条～第30条

(解約)

第31条

⑤お客様が第20条に掲げる事項のいずれかに該当した場合

(免責事項)

第32条

⑨当社が、第17条第2項の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害

(取引の終了)

第15条

2 当社は、お客様が第13条、第18条又は第29条に該当する事態が生じた場合、お客様の計算において未決済建玉を反対売買により処理するものとしたします。

第16条～第22条

(報告)

第23条 お客様は、お客様について第18条第1号又は第2号のいずれかの事由が生じたときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとしたします。

第24条～第28条

(解約)

第29条

⑤お客様が第18条に掲げる事項のいずれかに該当した場合

(免責事項)

第30条

⑨当社が、第15条第2項の規定に従い反対売買を行なったことにより生じた損害

第33条～第37条

(2021年4月)

第 31 条～第 35 条

(2020 年 8 月)